

タイにおける税務の基礎知識 第18回

今回は前回に引き続き、移転価格税制について、少し具体的な内容について解説いたします。

項 目	解 説
- 移転価格税制の目的	<p>前回の中で、中小企業と移転価格税制という項目で少し説明をしましたが、中小企業の経営において具体的に移転価格という問題をどのように考えればよいかというところについて、説明をします。</p> <p>移転価格税制を適用するそもそもの目的は、法人所得の国外への流出を防止することにあります。したがって特定の取引についてのみ適用されるという制度ではなく、あらゆる取引について適用される制度です。</p>
- 事業活動にける移転価格とは？ (移転価格として考える必要があるのは、必ずしも物の対価だけではない)	<p>上記の通り移転価格税制は特定の取引に限って適用されるものではないことから、日本国外で事業活動を行う中小企業においても移転価格税制ということを理解し、事業活動を行う必要があります。</p> <p>例えば、タイに限らず国外において事業活動を行う法人は、日本本社において生じる費用の一部を国外の子会社に負担を求めたり、国外で必要な事業資金を日本本社が調達するような場合があると思います。この場合において、次のようなことも広義では移転価格税制の範疇になります。</p> <ul style="list-style-type: none">- 日本本社における資金調達コストと国外子会社等間の金利水準- 日本本社が保証を提供するような場合の保証料- 日本本社の管理コストの国外子会社等への配賦
- 税務調査における対応	<p>一般的に中小企業においては、通常の税務調査において上記に掲げるような項目については是正の指摘を受けることが多いと思います。この場合、通常の取引価格に比して、国外子会社等の負担が著しく低いような場合には、通常の取引価格との差額を国外子会社等に対する経済的利益の供与として否認される可能性が高くなります。適正価格に達するまでの金額を国外子会社等に追加で求める場合、相手国における課税所得が減少することから、相手国においては還付が生じることになります。特にタイにおいては、税金の還付を受けることが非常に困難な国であることから、追加負担が認められないと、日本本社の課税所得が増加するだけという結果になってしまいます。</p> <p>日本はタイとの間に租税条約を締結しており、このような状況の場合には相互協議条項に基づいて両国の国税当局の協議により、その負担に関して適正額を協議することが可能ですが、現実問題としては、非常に時間とコストを要すること、金額次第では、この制度が有効に機能しないこと等があり、その結果として、日本において否認され、調査を終了することがほとんどだと思えます。このような事態にならないためにも、事前に国外子会社等間との取引価格にはついては、十分な検討を行うとともに、適正性を立証するための準備が必要となります。</p>
- タイにおける問題と事前対応	<p>よく見受けるケースとして、日本本社の管理コストの一部をマネジメントフィーといった名目で国外子会社等に負担を求めている企業があります。最近のタイ国税当局の対応としては、計算根拠の曖昧な本社費用の配賦については、課税所得計算上、損金として認められていません。損金として認めさせるためには、計算根拠や当該配賦額のタイ国内事業との関連性やタイにおける収益に対する貢献度等、様々な根拠を提示しなければなりません。これは調査が起きた際に直ちに準備できるようなものではないことから、事前に十分な時間と社内的な検証を行ったうえで準備を進める必要があります。タイにおける日系企業の進出が多いことから、今後は益々このような観点での調査が起こることが予想されるので、事前の対応が重要となります。</p>

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。